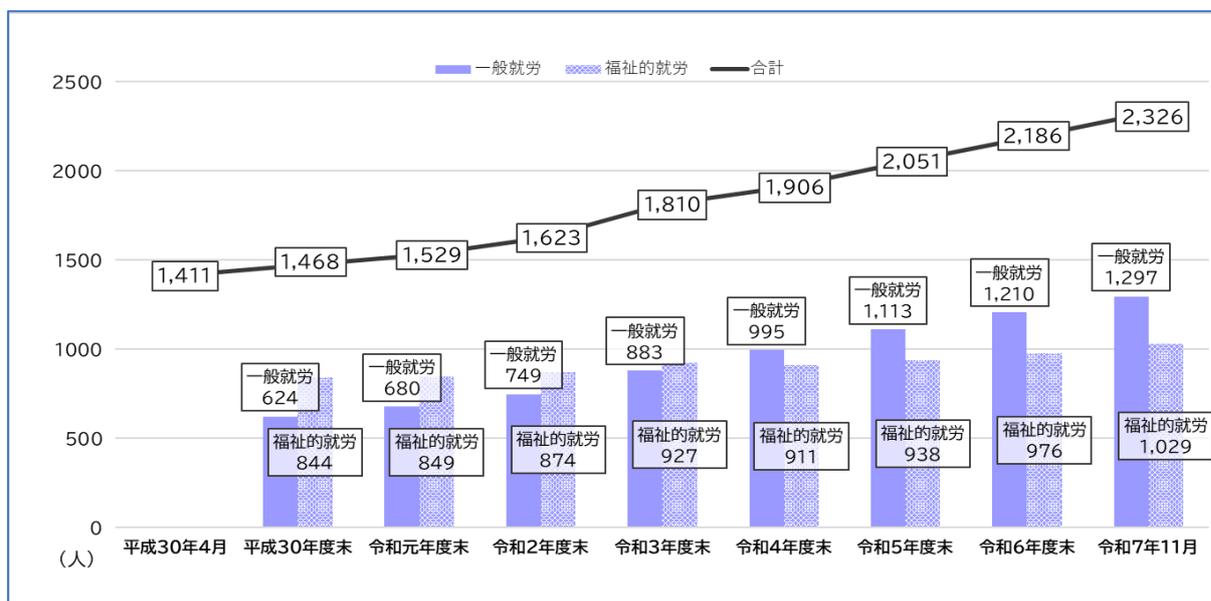


協議事項「障害者雇用対策事業の今後について」

1 障害者雇用対策事業の現状について

○ 就労者数推移について



【参考：就労者数の集計方法について】

- 平成 29 年度に実施した 18 歳以上の障害者を対象にした障害者福祉計画に係るアンケート調査の結果から就労者数を 1,245 人と推計し目標を 2,000 人と勘案、その後、平成 30 年度の事業化後に事業所実態調査の結果、就労者数を 1,411 人に修正しました。
- 福祉的就労者のうち、生活介護及び地域活動支援センターのサービス利用者は、そのうち賃金を得て作業に従事している者とし、就労移行、就労継続 A 型、就労継続 B 型の通所人数は、2 か月に 1 回、事業所に確認して集計を行っています。（※実人数カウント）
- 一般就労者については、障害者二千人雇用センター、デジタル就労支援センターなどからの就労者数の報告を受け、累積加算しています。（※延人数カウント）

2 新たな目標の設定について

○ 障害者手帳所持者の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合計
4,400 人 (971 人)	1,228 人 (823 人)	1,975 人 (1,692 人)	7,603 人 (3,486 人)

※（ ）内の数値は、18 歳以上 65 歳未満のいわゆる稼働年齢層

※二千人の目標設定時（平成 29 年 3 月現在）の障害者手帳所持者のうち稼働年齢層にあった者は 2,696 人。

依然として稼働年齢層への就労支援の余地はあるものの、一般就労者は延べ人数であり、継続実施すればいずれは達成できる就労者数を目標とすることには課題を認識しています。新たな目標の設定としてどのようなものが考えられるでしょうか。